

原発避難

東電賠償初の確定

集団訴訟3件 総額13億9000万円

東京電力福島第一原発事
故で避難した住民らが国と

東電に損害賠償を求めた集
団訴訟のうち福島、群馬、

千葉の3件で、最高裁第二
小法廷（菅野博之裁判長）

は東電の上告を退ける決定
をした。裁判官四人全員一
致の結論。一日付。二審判
決のうち、国の指針を上回
る賠償義務を認め、三千六
百人余りに総額十四億円近
くの支払いを命じた部分が
確定した。全国で約三十件
起きた同種の集団訴訟

で、東電の賠償責任が確定
するのは初めて。

一方、第二小法廷は3件
の訴訟について、国と住民
側双方の意見を聞く上告
審弁論を四月にそれぞれ開
くと決めた。福島、千葉の
二審判決が国に賠償を命
じた一方、群馬訴訟の一審
判決は請求を棄却。国の責
任を巡り結論が分かれてお
り、最高裁は判決で今年夏
にも統一判断を示す見通
し。

原告側の馬奈木敏太郎弁
護士は東京都内で記者会見
し「最高裁で国に勝訴し、
過失責任を前提とした新た

な賠償基準の策定を目指
す」と語った。

東電は、國の中間指針に

基づく賠償額で十分だと主
張していた。二件の高裁判
決は、避難継続による精神

的損害のほか、生活基盤の
喪失や変容に伴う慰謝料を
認め、最高裁がいずれも是
認した。詳しい決定理由は
示さなかった。勝訴が確定
した原告と額は福島三千五
百四十六人に約十億円▽群
馬九十人に約一億二千万円
▽千葉四十三人に約一億七
千円で、総額約十三億九
千万円。

一、二審では政府の地震
調査研究推進本部が二〇〇

二年に公表した地震予測
「長期評価」や、国が規制
の判断根拠とした土木学会
の「津波評価技術」の信頼
性が焦点だった。防潮堤の
設置や原子炉建屋の浸水防
止といった対策で、巨大津
波による全電源喪失が防げ
たかどうかが問題となっ
た。